

# 新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

資料 4

## 1. 新潟市一般廃棄物処理基本計画

○廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもの。

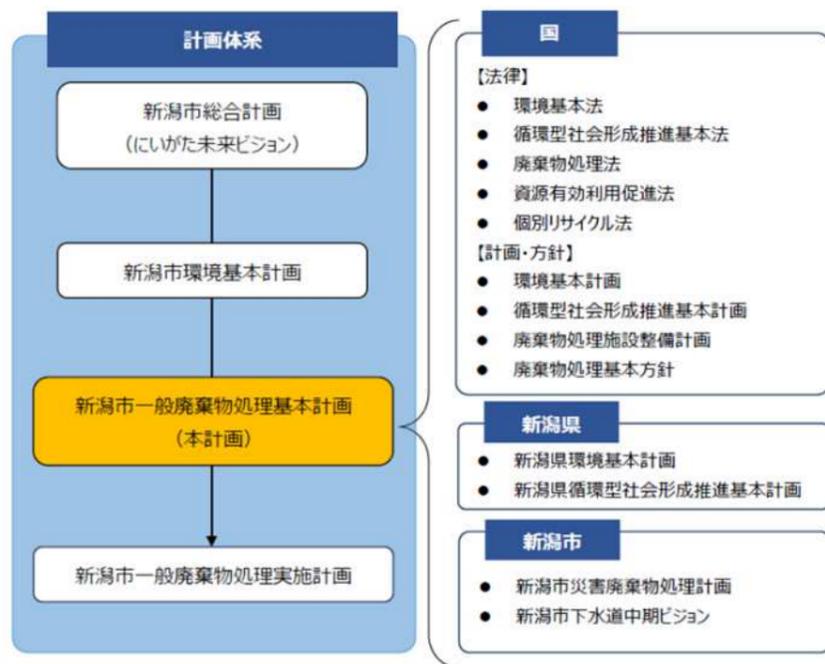
■廃棄物処理法（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

○「新潟市総合計画」、「新潟市環境基本計画」等と整合を図り、廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるもの。

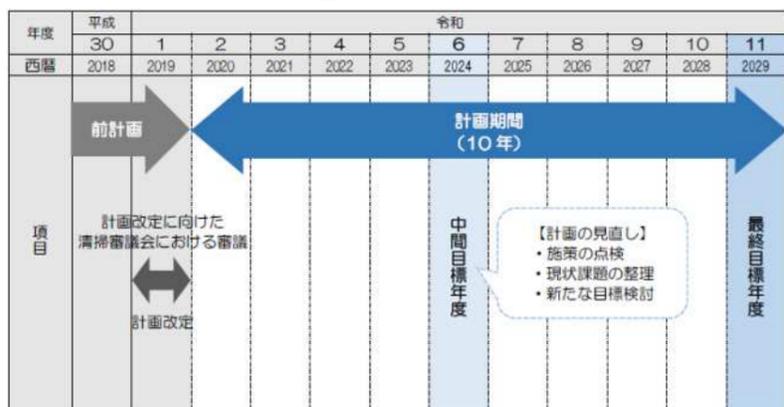
○計画実施のための具体的事項は毎年度策定する「新潟市一般廃棄物処理実施計画」で定める。



## 2. 計画の概要及び見直し理由

○令和2年度から令和11年度の10年間

○令和6年度を中間目標年度とし、計画に基づく施策の実施状況を踏まえ計画の見直しを行う。



## 3. 基本理念と数値目標

○基本理念

「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」

○数値目標

区分		平成30(2018) 年度(実績)	令和4(2022) 年度(実績)	令和6(2024) 年度(中間目標)	令和11(2029) 年度(最終目標)
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量 <sup>※1</sup> (g)	1,006	968	977	953
	1人1日あたり家庭系ごみ量 <sup>※2</sup> (g)	488	487	468	451
	事業系ごみ排出量 <sup>※3</sup> (t)	79,186	74,491	76,200	73,100
	リサイクル率 <sup>※4</sup> (%)	26.4	23.6	27.2	27.6
参考指標	最終処分量 (t)	24,261	28,791	21,700	20,800
	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 <sup>※5</sup> (t-CO <sub>2</sub> /年)	71,994	74,491	68,300	64,700
	生ごみ量 (t)	85,346	68,373	80,700	76,200
	食品ロス量 <sup>※6</sup> (t)	35,950	26,893	32,400	29,300
	ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 (%)	13.5	12.1	13.4	13.3

※1 全てのごみの合計÷人口÷年間日数

※2 (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ+直接搬入ごみ(有料分))÷人口÷年間日数

※3 事業系ごみ総排出量 - (公共ごみ+資源物)

※4 資源化量÷総排出量

※5 廃棄物処理施設での燃料等の使用による排出量+焼却処理による排出量

※6 生ごみ量から不可食部を除いた量

## 4. 清掃審議会スケジュール(案)

時期	議題	内容
R6①	中間見直しについて(諮問)	計画概要
R6②	リサイクル率の見直し	中間処理後資源化量の再設定
R6③	進行管理調書の各事業の後期指標	各事業の達成状況及び廃止事業の代替について
R6④	中間見直しについて(答申)	取りまとめ

